

2022年度

労働行政のあらまし

誰もが輝けるとっとりを目指して



©鳥取県



厚生労働省鳥取労働局

労働基準監督署・公共職業安定所

鳥取労働局行政運営の基本方針

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の実情を踏まえ県民からの期待に応えるため、雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援をはじめとする各種施策の計画的、効果的な運営を行います。

2022年度最重点施策

I 雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援

新型コロナウイルス感染症の影響から雇用の維持と再就職の支援に積極的に取り組みます。

また、女性、若者、障害者、高齢者などを含めて、すべての方が活躍できる社会の実現、企業の人材確保の支援に取り組みます。

II 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

中小企業・小規模事業者の働き方改革を全力で支援し、生産性の向上を図るとともに、長時間労働の抑制、安全に健康で働くことができる環境の整備、ハラスメント対策の推進に取り組みます。



(鳥取地方労働審議会)



(とっとり合同企業説明会)

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

最重点施策

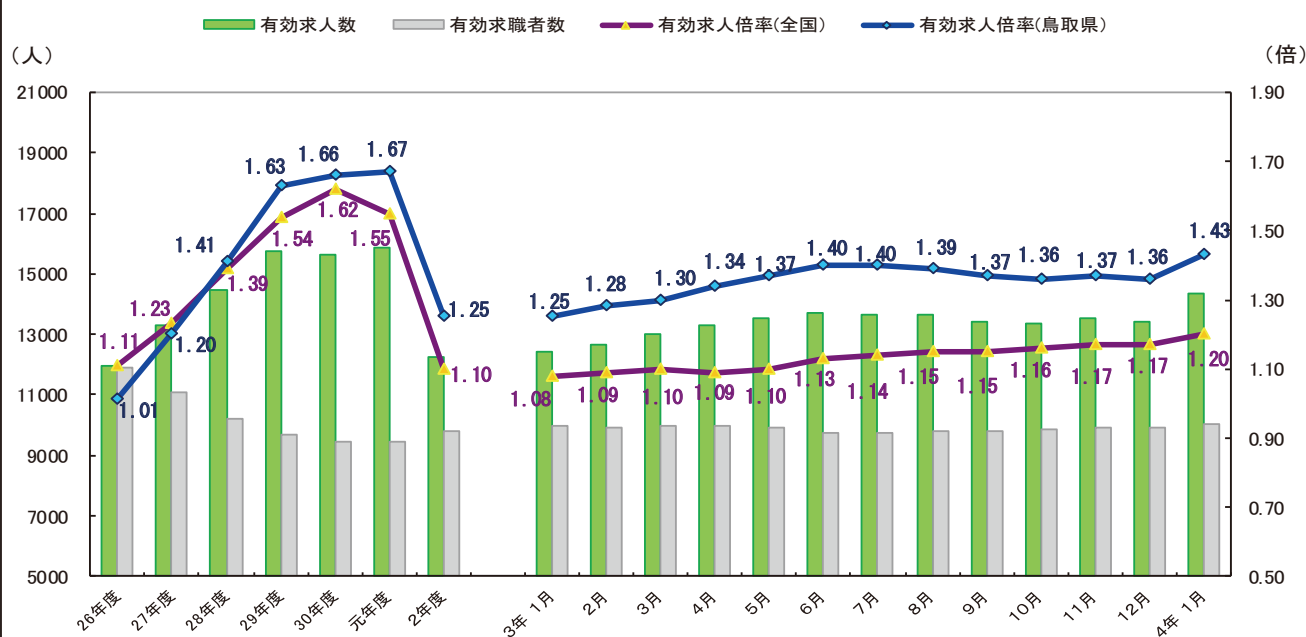
I 雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援

1 雇用維持と再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業、飲食店及び製造業等を中心とした幅広い産業間で休業を余儀なくされる事業主が多い中、雇用調整助成金等の各種助成金制度の周知や早期支給に努め、雇用維持を図るとともに、やむを得ず離職した方の再就職支援を推進する。

- 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の活用
- 在籍型出向の活用による雇用維持
- 離職者の再就職支援

図1 有効求人数・有効求職者数及び有効求人倍率の推移



2 人材不足分野を中心とした人材確保支援

求人倍率は新型コロナウイルス感染症の影響前と比較して低い水準にあるが、依然として医療・福祉・建設・警備・運輸分野における人材不足は解消されていない。これらの分野を中心に、それぞれの職場の魅力を高め（雇用管理改善）、そこに人を誘導する（マッチング機能強化）とともに、個々の能力を高める（能力開発）等の再就職支援を推進する。

- ハローワークの「就職支援サービスコーナー」を中心とした関係団体等と連携した人材確保支援
- ハロートレーニングを活用した求職者の能力向上

3 就職氷河期世代の活躍支援

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がおり、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を通じて、働くことや社会参加のための支援を実施する。

- ハローワークの窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援
- 短期間の訓練コースの設定による就職に有効な資格等の習得支援
- 正社員経験が少ない就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇入れた企業に対する特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の活用
- 「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を通じた支援の推進

4 新規学卒者等やフリーターへの就職支援

新規学卒者等は、就職活動において新型コロナウイルス感染症の影響を少なからず受けており、就職説明会・面接会等の機会の確保や、就職支援ナビゲーターによる個別支援により、第二の就職氷河期世代をつくらないよう正社員就職に向けた支援を推進する。また、フリーター（35歳未満で正社員を希望する求職者）についても、正社員就職を支援する。

- 新卒者等への正社員就職の支援
- フリーターへの正社員就職の支援



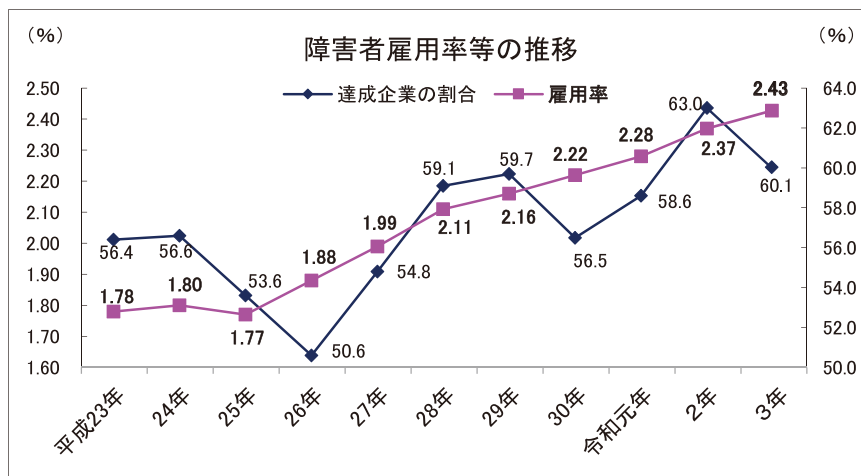
5 障害者の就労促進

近年、障害者の就職件数は増加傾向にあるが、依然として障害者雇用率未達成事業所が多く存在することから、引き続き法定雇用率達成指導や鳥取県をはじめ関係機関等と連携した就労支援を積極的に推進する。

- 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援
- 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援



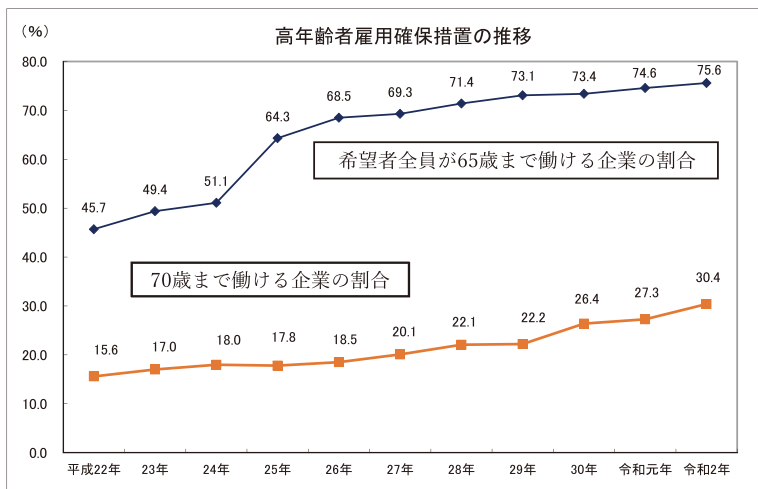
（とっとり障がい者仕事サポーター養成講座）



6 高齢者の就労・就業機会の確保

少子高齢化の急速な進行による人口減少とともに人生100年時代を迎える中、働く意欲がある誰もがその能力を十分に発揮できるよう、希望者全員が65歳まで働ける環境整備に加え、70歳までの高齢者就業確保措置を講じる努力義務について周知し、高齢者の就業機会等の確保を推進する。

- 70歳までの就業機会の確保等や処遇改善を行う企業への支援
- ハローワークにおける生涯現役支援窓口を通じたマッチング支援
- シルバー人材センターや地方自治体など地域の関係者と連携した多様な就業機会の確保・情報提供等

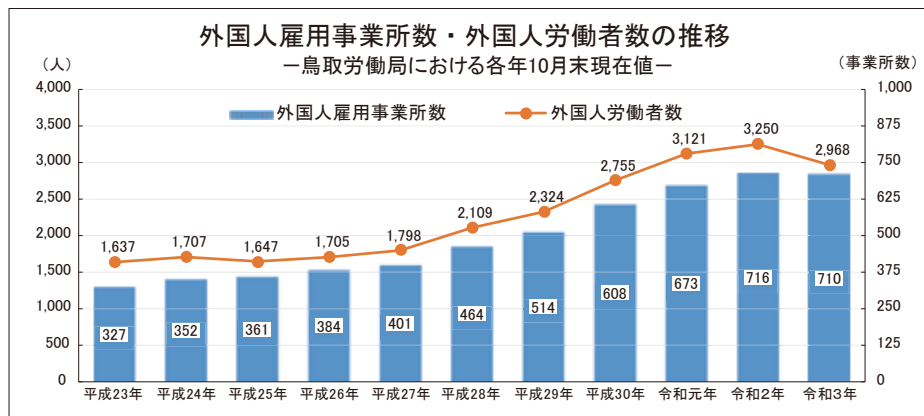


資料：鳥取労働局 職業安定部（高齢者雇用状況報告、31人以上規模の企業）

7 外国人材受入れの環境整備

外国人材の受入れニーズは増加しており、地域における安定した就労を促進するための適切な労務管理及び労働相談体制を整備する。

- 外国人材に対する相談体制の整備
- 事業主に対する雇用管理改善に向けた支援



8 女性の活躍推進

誰もが働きやすい職場環境を整備するため、令和4年4月1日から、新たに義務化された事業主も含め、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・情報公表が行われるよう、女性活躍の更なる取組を推進する。

また、子育て中の女性等に対する就職支援を実施する。

- 女性活躍推進法及び支援策の周知
- 女性活躍推進法の履行確保と取組支援
- 子育て中の女性等に対する就職支援

Ⅱ 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

1 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援

誰もが働きやすい社会に向けた働き方改革の実現のため、様々な課題に取り組む中小企業・小規模事業者へ支援を実施する。

- 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む事業者等の支援
- 非正規労働者の均等・均衡待遇の実現に向けた支援
- 「働き方改革サポートオフィス鳥取」による働き方改革に取り組む事業主への積極的な支援
- 「鳥取働き方改革推進会議」を通じた労働環境や待遇の改善等の気運の向上



2 長時間労働の抑制

長時間労働は健康確保等の阻害要因であり、これを抑制する必要があるが、県内の事業場に対する監督指導結果をみても長時間労働となっている事業場が多数認められる状況にある。また、年次有給休暇の取得率については、近年概ね上昇傾向にあるが、政府目標の70%には達していない状況である。このため長時間労働の抑制を推進するとともに、年次有給休暇の取得しやすい環境を整備する。

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底
- 年次有給休暇の取得促進

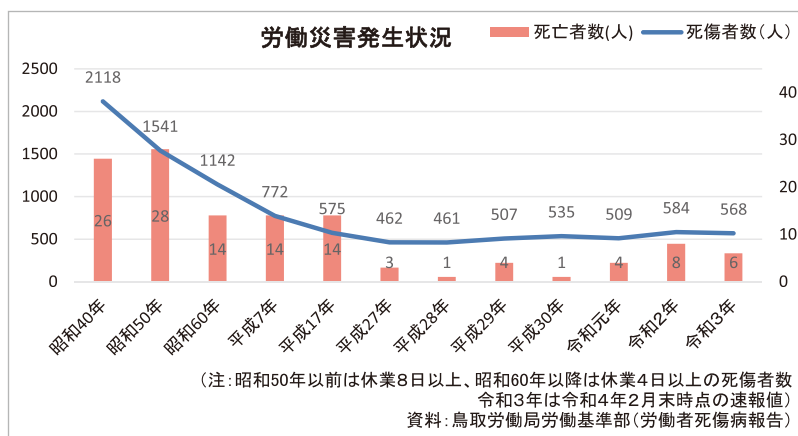


3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和3年の県内の休業4日以上之死傷者数は568人（2月末現在の速報値）であり、大幅増加した令和2年と比較して1.2%の増加となっている。また、第13次労働災害防止推進計画の最終年度である。

このため、当該計画の目標達成に向け、労働災害増加や死亡災害発生の業種を中心として、労働災害防止対策を徹底するとともに、引き続き職場における新型コロナウイルス感染症の防止対策を推進する。

- 職場における感染防止対策等の推進
- 第13次労働災害防止推進計画に基づく労働災害防止対策の推進
- メンタルヘルス対策の推進



4 育児休業を取得しやすい環境の整備

男女ともに仕事と育児等を両立しながらキャリア形成を進められるよう、令和4年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法を広く周知するとともに、育児休業を取得しやすい環境整備を促進する。

- 改正育児・介護休業法及び指針の周知
- 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

事業主の皆さまへ（1～4は全企業が対象）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月1日施行

3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

4 育児休業の分割取得

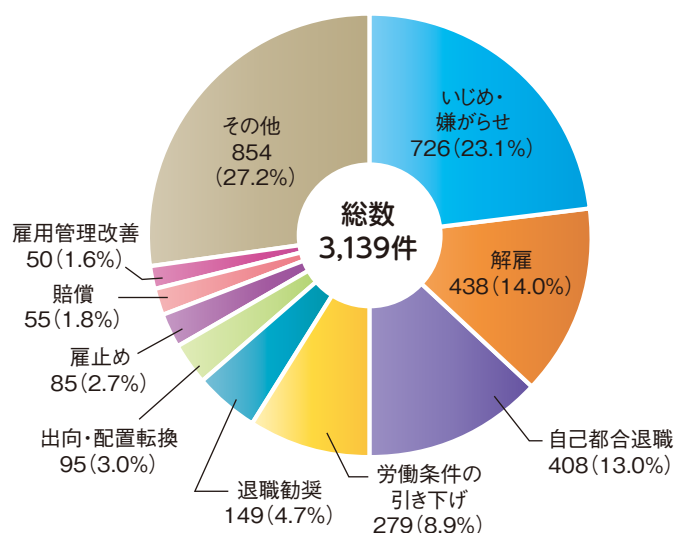
令和5年4月1日施行

5 育児休業取得状況の公表の義務化

5 総合的なハラスメント対策の推進

近年、職場のいじめ・嫌がらせに関する相談は増加傾向にある。職場のハラスメントは、働く人の能力発揮を妨げ、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、あってはならないものであることから、その撲滅に向けた周知・啓発を実施し、防止措置の履行確保を図るとともに、対策の取組支援を実施する。

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び指針の周知
- ハラスメント対策の履行状況の確認と適正な取組への支援
- 丁寧な相談対応と個別労使紛争解決の援助等の実施



（令和2年度 個別労働紛争に係る相談内容）



3 治療と仕事の両立支援に関する取組の推進

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知
- 鳥取県地域両立支援推進チームの活動を通じた、両立支援に係る取組の連携と促進

4 最低賃金制度の適切な運営

- 鳥取地方最低賃金審議会の円滑な運営
- 最低賃金額の改定等の使用者、労働者等への周知徹底
- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
- 最低賃金の履行確保上問題がある業種等への重点的な監督指導の実施

鳥取県の最低賃金	
最低賃金の名称	時間額
鳥取県最低賃金	821円 (令和3年10月6日発効)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	825円 (令和3年12月17日発効)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	718円 (平成28年12月17日発効) ※令和3年10月6日から鳥取県最低賃金(821円)が適用されています。

5 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

- 「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」の周知・啓発
- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知・啓発

6 男女雇用機会均等対策等の推進

- 男女雇用機会均等法の履行確保
- 適切な相談対応と個別労使紛争解決の援助等の実施
- 「えるぼし」等認定取得に向けた取組推進



「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定マーク

7 職業生活と家庭生活の両立支援対策等の推進

- 育児・介護休業法の履行確保
- 適切な相談対応と個別労使紛争解決の援助等の実施
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定及び「くるみん」等認定取得に向けた取組の促進
- 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進



「くるみん」「プラチナくるみん」認定マーク

8 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- パートタイム・有期雇用労働法の履行確保
- 適切な相談対応と個別労使紛争解決の援助等の実施

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

1. 不合理な待遇差を禁止します

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、**事業主に説明を求めるところが法律で定められています。**また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

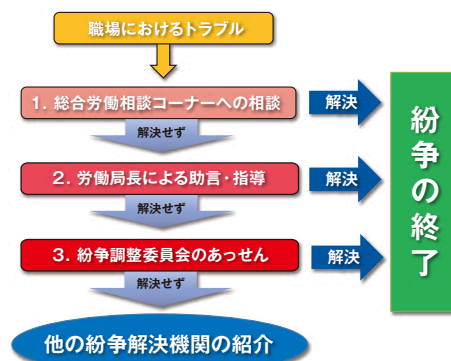
都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。



Ⅲ 総合労働行政機関としての取組の推進

1 総合労働相談コーナーの積極的な運用及び機能の強化

- 労働問題に関するワンストップサービスの実施
- 効果的な助言・指導及びあっせんの実施
- 個別労働紛争解決援助制度の利用促進
- 個別労働紛争解決制度関係機関との連携



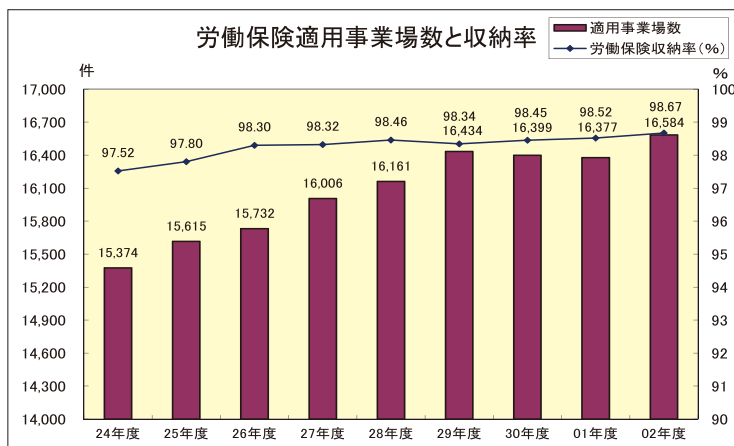
2 労働法制の普及等に関する取組

- 地域の大学等と連携した労働法制に関する講義の実施
- 学生アルバイトの適正な労働条件の周知・啓発

Ⅳ 労働保険制度の適正な運営

1 労働保険適用徴収業務の適正な運営

- 労働保険の未手続事業一掃対策の推進及び収納未済歳入額の縮減
- 電子申請の利用促進等



2 労災補償業務の迅速・公正な処理

- 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災認定
- 過労死等事案に係る的確な労災認定
- 石綿関連疾患に係る的確な労災認定

3 雇用保険業務の適正な運営と電子申請の推進

- 受給者の早期再就職支援と適正な給付
- 各種届出における電子申請の推進

目的に応じた相談窓口一覧

●職場のトラブルについて

職場のトラブルに関するご相談や、解決のための情報提供をワンストップで対応。解雇、雇止め、配置転換、賃金引き下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどの労働問題

各総合労働相談コーナー
(鳥取労働局雇用環境・均等室、
各労働基準監督署内)

●最低賃金について

最低賃金、賃金統計等

賃金室

【助成金】業務改善助成金に関する相談
雇用環境・均等室

●労災保険について

仕事中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談、労災年金受給者の年金等に関する相談

労災補償課、各労働基準監督署

●就職・雇用について

従業員の募集、仕事探しに関する相談、新卒者の募集、労働者派遣に関する相談

職業安定課、各ハローワーク

高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談

職業対策課、各ハローワーク

職業能力開発に関する相談、求職者支援制度、職業訓練に関する相談

訓練室、各ハローワーク

【助成金】雇用管理に係る助成金に関する相談
**職業対策課、職業安定課、訓練室、
各ハローワーク**

●労働条件について

解雇、賃金・退職金不払、労働時間、年次有給休暇等

各労働基準監督署

【助成金】働き方改革推進支援助成金に関する相談
雇用環境・均等室

●安全衛生について

職場の安全衛生に関する相談、労働者の健康管理に関する相談、安全衛生の免許等に関する相談

健康安全課、各労働基準監督署

【助成金】受動喫煙防止対策助成金に関する相談
健康安全課

●ハラスメント、仕事と家庭の両立支援等について

職場における男女の均等な処遇、セクハラ・マタハラ・パワハラ、母性健康管理、育児、介護休業、同一労働・同一賃金に関する相談

雇用環境・均等室

【助成金】両立支援等に係る助成金に関する相談
雇用環境・均等室

●労働保険について

労働保険の加入、労働保険の申告、納付等に関する相談

労働保険徴収室、各労働基準監督署

雇用保険の加入、失業給付、育児休業給付、介護休業給付、高年齢雇用継続給付、教育訓練給付について

各ハローワーク

●新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等に関する労働相談

総合労働相談コーナー（鳥取労働局、各労働基準監督署）

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する労働相談

各ハローワーク

鳥取労働局

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

鳥取労働局
ホームページQR ▶



総務部	総務課	☎0857(29)1700 fax0857(22)3649
	労働保険徴収室	☎0857(29)1702 fax0857(22)3663
雇用環境・均等室	企画担当	☎0857(29)1701 fax0857(29)4142
	指導担当	☎0857(29)1709 fax0857(29)4142
労働基準部	監督課	☎0857(29)1703 fax0857(23)2423
	賃金室	☎0857(29)1705 fax0857(23)2423
	健康安全課	☎0857(29)1704 fax0857(23)2423
	労災補償課	☎0857(29)1706 fax0857(23)2365
職業安定部	職業安定課	☎0857(29)1707 fax0857(22)7717
	職業対策課	☎0857(29)1708 fax0857(22)7717
	訓練室	☎0857(88)2777 fax0857(22)7717

米子労働基準監督署
〒683-0067 米子市東町124-16
米子地方合同庁舎5階
監督課
TEL.0859(34)2231
安全衛生課
TEL.0859(59)0022
労災課
TEL.0859(59)0023
(3課共通)
FAX.0859(34)2233

米子公共職業安定所
〒683-0043 米子市末広町311
イオン米子駅前店4階
TEL.0859(33)3911
FAX.0859(33)3959

米子労働基準監督署
〒683-0067 米子市東町124-16
米子地方合同庁舎5階
監督課
TEL.0859(34)2231
安全衛生課
TEL.0859(59)0022
労災課
TEL.0859(59)0023
(3課共通)
FAX.0859(34)2233

米子公共職業安定所
〒683-0043 米子市末広町311
イオン米子駅前店4階
TEL.0859(33)3911
FAX.0859(33)3959

倉吉労働基準監督署
〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15
倉吉地方合同庁舎3階
TEL.0858(22)6274
FAX.0858(22)6275

倉吉公共職業安定所
〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15
倉吉地方合同庁舎1階
TEL.0858(23)8609
FAX.0858(22)6494

鳥取労働基準監督署
〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4
鳥取第一地方合同庁舎4階
TEL.0857(24)3211
FAX.0857(24)3213

鳥取公共職業安定所
〒680-0845 鳥取市富安2丁目89
TEL.0857(23)2021
FAX.0857(22)6906

鳥取県内の総合労働相談コーナー

- ◆鳥取労働局総合労働相談コーナー TEL.0857(22)7000(鳥取労働局内)
- ◆鳥取総合労働相談コーナー TEL.0857(24)3245(鳥取労働基準監督署内)
- ◆米子総合労働相談コーナー TEL.0859(34)2263(米子労働基準監督署内)
- ◆倉吉総合労働相談コーナー TEL.0858(22)5640(倉吉労働基準監督署内)

公共職業安定所関連施設

- ◆鳥取県ふるさとハローワーク八頭 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎別館1階
TEL.0858(76)7076 FAX.0858(72)1099
- ◆ふるさとハローワーク境港 〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1階
TEL.0859(44)1733 FAX.0859(44)1736
- ◆しごとプラザ琴浦 〒689-2303 東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場厚生棟1階
TEL.0858(53)6060 FAX.0858(52)6465